らまし

とおり可決しました。(2~) で6日間にわたって開かれました。 町長提案の議案17件を審議し、全て原案の 令和元年6月定例会は6月13日から18日ま

> 議論が行われました。(3~10~) 般質問では8人の議員が登壇し、 活発な

は、9月下旬ころから、議の質疑全文を記録した会議定例会の議案審議や一般質問 覧可能となる予定です。 ホームページ、町立図書館で閲 会 録

撤去後は新たな観光拠点として整備される予定です たな観光拠点整備事

■工事の概要

病院棟解体·撤去 $\begin{array}{c} 4 & 0 & 9 & 5 \\ \hline & & 7 & 3 \\ \end{array}$

24・43平方メートル 駐輪場解体·撤去 35・68平方メートル 車庫棟解体・撤去 平方メートル

▽その他解体・撤去 ク、受水槽、 浄化槽、オイルタン フェンス、

▽請負契約金額 ~元年12月27日

1億1715万円

▽受注者 宮古営業所 (宮古市) 蒲野建設株式会社

負契約の議案が提案さ 解体、撤去する工事の請 地内にある病院棟などを れ、全員賛成で可決しま 前岩手県立山田病院の敷 *業を実施するため、

生まで拡

改正する議案が提案さ 例」および「山田町社会 生徒、妊産婦及び重度心 福祉憲章条例」の一部を 身障害者医療費給付条 町村が統一して小学生ま い、「山田町乳幼児、児童 で対象拡大することに伴 物給付を岩手県内の全市 | 療費助成事業におい 全員賛成で可決しま て、子どもに係る現

現物給付とは

マ エ 期

元年6月28日

照明柱等

すること。 サービス等の現物を給付 ることができるもの。 や治療、薬の処方を受け 定割合の自己負担で診察 を提出することにより一 病院などで健康保険証 患者が受ける治療や

子に係る医療費現物給付を 条例の一 部改正を可決

例の一部改正 ▽山田町社会福祉憲章条

から「**12歳**」に改めまし る受給者の年齢を「6歳 条例第11条第11 項にあ

障害者医療費給付条例の ▽山田町乳幼児、 徒、妊産婦及び重度心身 ■条例改正の概要 児童生

ら12歳に達する日以後の 学児」から「出生の日か 生まで拡大されました。 にある者」に改めました。 最初の3月31日までの間 る受給者の範囲を「未就 ※受給者の範囲が小学 一部改正 条例第10条第3項にあ

岩手県やまだ議会だよりNo.164 令和元年8月1日発行